

広島県高圧ガス容器管理指針

広島県高圧ガス溶材協会
広島県高圧ガス地域防災協議会
中国高圧ガス容器管理委員会
(一社)日本産業・医療ガス協会 中国地域本部
広島県危機管理監消防保安課 監修

1. 指針の目的

高圧ガス保安法および関連法規に基づいて常に高圧ガス容器を適正に管理することにより、災害の発生を防止するとともに放置容器を防止することで公共の安全を確保することを目的として、この指針を定める。

2. 指針の対象

この指針は、高圧ガス容器により高圧ガスを供給する事業者（製造事業者・販売事業者）ならびに消費する事業者を対象とする。（液化石油ガスを除く。）

3. 高圧ガスを供給する事業者のとりべき措置

- ① 高圧ガス消費事業者に保安を啓発するため、この指針などで適切な情報を提供する。
- ② 高圧ガス容器は、常にその所有者が明確に認識できるようにしておく。
- ③ 高圧ガスの販売に際しては、高圧ガス容器を貸与しているか売却しているのかを明確に高圧ガス消費事業者へ通知する。
- ④ 高圧ガス容器の受入れ及び引渡し台帳を備え、常に高圧ガス容器の所在を管理する。
- ⑤ 高圧ガス消費事業者に対して、6ヶ月に1回以上高圧ガス容器の管理状況などを調査し、保安の啓発に努める。
- ⑥ 高圧ガス消費事業者から使用済み高圧ガス容器を回収するよう依頼あれば、迅速に対処する。
- ⑦ 高圧ガス容器は、残ガスのある場合でも引渡し後、原則として1年以上高圧ガス消費事業者に留置しない。

- ⑧ 事故発生時に関係機関への速やかな通報が行えるよう予め連絡体制を構築し、従業員に周知する。
- ⑨ 従業員に対して、1年に2回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

4. 高圧ガスを消費する事業者のとりべき措置

- ① 高圧ガス容器は常に適正に貯蔵して、高圧ガスを消費する。特に湿気・水滴などの付着による高圧ガス容器の外面腐食が進行しやすい環境下には保管しない。
- ② 高圧ガス容器および調整器・配管・ホース・逆火防止器など付属設備は日常点検の他、6ヶ月に1回以上安全上問題ないか定期点検を実施し、安全に高圧ガスを消費する。
- ③ 高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳により常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在などを管理する。
- ④ 高圧ガス容器の管理責任者は毎日、作業開始時および作業終了時などに高圧ガス容器の管理状況を確認する。
- ⑤ 高圧ガス供給事業者から得た保安情報は、速やかに事業者内高圧ガス従事者に周知する。
- ⑥ 高圧ガス供給事業者から保安上の助言を得た場合は速やかに改善し安全確保に努める。
- ⑦ 高圧ガス容器（高圧ガス消費事業者が所有する場合を除く。）は、使用し終えたら速やかに高圧ガス供給事業者へ返却する。
- ⑧ 高圧ガス容器（高圧ガス消費事業者が所有する場合を除く。）は使用中であっても受入れ後、原則として1年以上留置させない。また、高圧ガス供給事業者が行う容器回収に速やかに応じる。
- ⑨ 所有する高圧ガス容器が不要になった場合は、充てんされた高圧ガス等を安全対処するため速やかに高圧ガス供給事業者へ連絡し、有償で適切に処分する。
- ⑩ 高圧ガス容器の管理責任者を含む高圧ガス従事者に対して、1年に1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

広島県高圧ガス容器管理指針

平成28年4月

広島県高圧ガス溶材協会
広島県高圧ガス地域防災協議会
中国高圧ガス容器管理委員会
(一社)日本産業・医療ガス協会 中国地域本部
広島県危機管理監消防保安課 監修